



全体構想



全 体 構 想

1. 都市づくりの理念と目標

(1) 都市づくりの基本理念と目標

都市づくりの理念は、第三次蒲郡市総合計画の将来都市像をもとに、社会情勢、本市の都市づくりにおける課題や蒲郡らしさを勘案して設定します。さらに、この理念をもとに、都市づくりの目標を設定します。

1) 都市づくりの基本理念

第三次蒲郡市総合計画では、将来都市像を「海とみどりに包まれた安心して暮らせるまち 蒲郡」と設定しています。

そのため、本市の都市づくりに向けては、「海」をはじめ、恵まれた「自然環境」を地域の個性として活かし、快適な居住環境の創出とともに地域産業の振興を目指すこととします。

また、人口減少時代の到来などの社会構造が変化するなか、本市自らが持続的に発展・改善できる都市づくりには、市民と行政の協働のまちづくりを推進することが必要であるとの認識のもと、次のように基本理念を設定します。



都市づくりの基本理念

「人と自然に包まれた、いやされるまち蒲郡」
の実現

都市づくりの目標

- 「誰もが快適で安心できる市街地環境の形成」
- 「恵まれた自然環境の保全と市街地環境との調和」
- 「地域の個性を活かしたバランスある産業の育成と振興」

2) 都市づくりの目標

都市づくりの基本理念に基づき、本市の都市づくりの目標を次のように設定します。

「誰もが快適で安心できる市街地環境の形成」

- ・安心、安全な市民生活の確保を目指し、犯罪を防止するとともに、犯罪・災害に強い都市づくりを推進します。
- ・都市基盤整備の充実による、質の高い良好な居住空間の形成を図ります。
- ・交通結節点などの整備により、公共交通の利便性の向上を図り、都市機能の充実を図ります。
- ・誰もが快適に生活できるよう住工混在などの解消を図るとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインの都市づくりを推進します。
- ・市民と行政のパートナーシップ を築き、持続的に発展・改善できる協働のまちづくりを推進します。

「恵まれた自然環境の保全と市街地環境との調和」

- ・臨海部に点在する観光・リゾート拠点の連携強化を図り、海上ネットワークの充実を図ります。
- ・都市の骨格となる海岸線及び山間部の自然環境の保全を図ります。
- ・道路や公園などの緑化を図り、緑豊かな都市づくりを推進します。
- ・自然環境と調和した市街地の景観整備を推進します。

「地域の個性を活かしたバランスある産業の育成と振興」

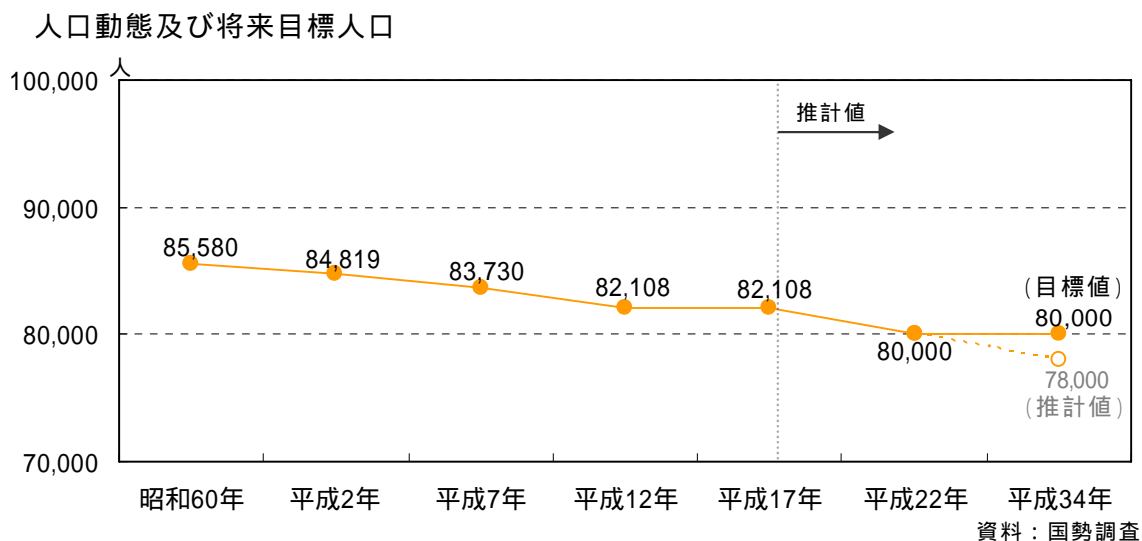
- ・交通体系と連携した商業集積を図り、商業の活性化及び生活環境の向上を推進します。
- ・産業振興に向けた都市基盤整備を推進し、各産業の高付加価値化及び高度化により地域活性化を図ります。
- ・豊かな自然や既存の観光資源を活かした、魅力ある観光基盤整備を推進します。
- ・文化や伝統を活かした、個性豊かな都市づくりを推進します。

(2) 将来目標人口

目標年次である平成 34 年の将来人口は、本市の過去 15 年間の人口動態や第三次蒲郡市総合計画の将来人口を考慮し、推計を行った結果、78,000 人となります。

この推計値を踏まえつつ、防災機能の向上や、恵まれた自然環境を活かした良好な市街地環境の創出など、これまで以上に魅力ある都市づくりを展開し、定住化等に結びつく施策強化を行うことにより、平成 34 年(2022 年)の本市の目標人口を 80,000 人に設定します。

平成 34 年(2022 年)の本市の目標人口 80,000 人



(3) 市街地規模の考え方

本市の人口は、全国的な傾向と同様に減少する傾向にあります。しかしながら、これまで構築してきた都市の機能を維持し、本市自らが持続的に発展・改善するためには、定住化などに向けた施策強化が必要となります。

そのため、既存の市街地については、都市核を中心に土地利用の高度化を図るとともに、居住環境の改善や自然環境を活かした市街地形成を推進します。

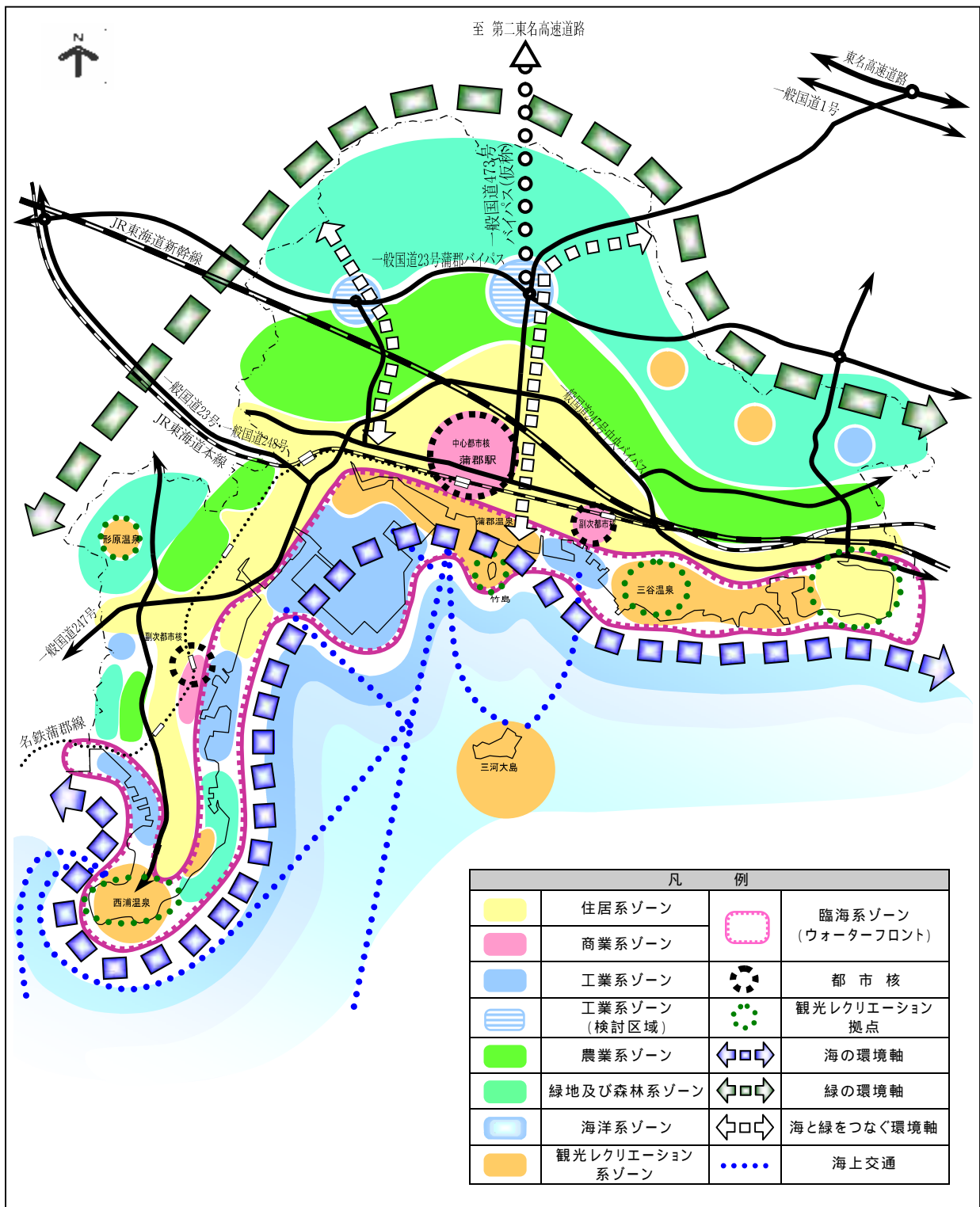
また、観光などで本市に訪れる交流人口の拡大や、市外の退職者などの定住化(セカンドライフ)の促進、産業振興を目的とした工業用地の確保等、新たに必要となる都市施設の整備に向けて、次の方針に基づいた市街地の拡大を検討していきます。

一般国道 247 号中央バイパスの内側及び沿道周辺の区域
港湾用地として埋立てが完了している区域、または埋立ての計画が決定している区域
都市計画法施行以前から計画的に市街地形成を進めてきた区域及びその周辺区域

2. 都市づくりの方針

(1) 将来の都市構造

都市づくりの理念や目標などを踏まえて、本市の交通軸や環境軸及び将来の土地利用などについての概念を表す「都市構造図」を次のように設定します。



都市構造図

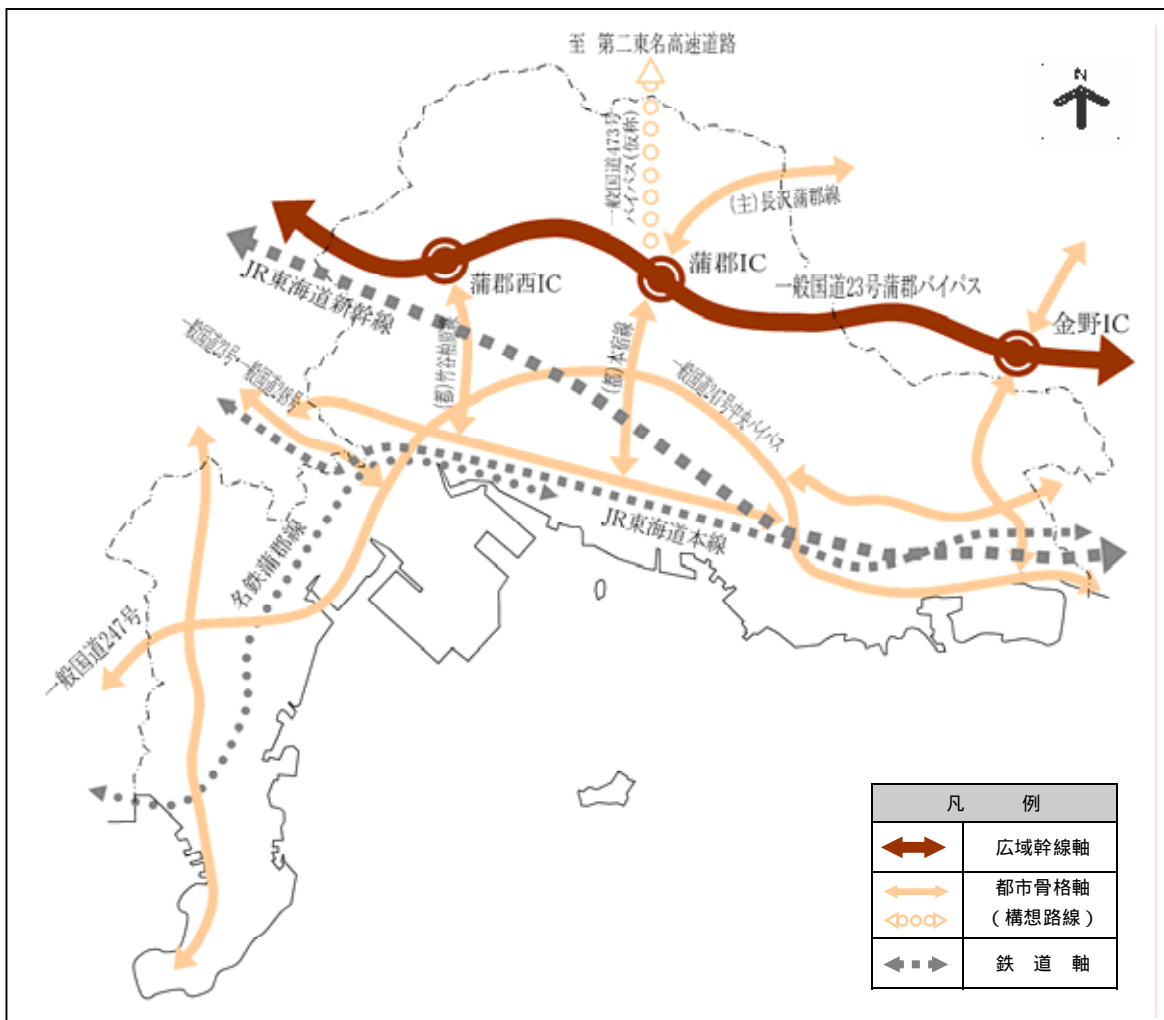
1) 都市の骨格を構成する交通軸

道 路

都市の交通軸として、一般国道 23 号蒲郡バイパスを名古屋及び豊橋とを結ぶ広域幹線軸として位置づけます。また、東名高速道路の音羽蒲郡 IC と本市を結ぶ（都）本宿線及び主要地方道長沢蒲郡線、一般国道 23 号蒲郡バイパス蒲郡西 IC と本市を結ぶ（都）竹谷柏原線に加え、東三河の臨海地域を結ぶネットワークとして、一般国道 23 号と一般国道 247 号中央バイパスなどを都市骨格軸として位置づけます。

鉄 道

J R 東海道本線及び名鉄蒲郡線が、本市の鉄道軸を構成します。また、市内を通過する東海道新幹線は、豊橋と連携を図る鉄道軸として位置づけます。



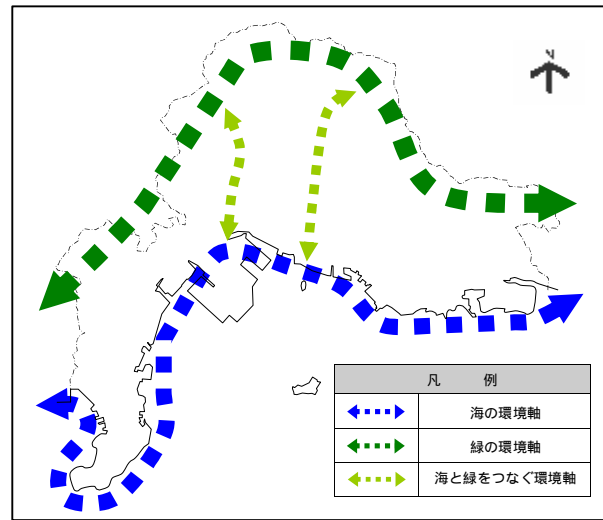
交通軸

2) 環境軸

海の環境軸

三河湾に面している本市にとって、その水際線は市の観光・レクリエーション資源として、また生活環境資源として、都市づくりを進める上で重要な空間となっています。

この水際線を活用して、親水性に富んだアメニティの高い空間整備、ならびに、それらのネットワーク化により海の環境軸の形成を図ります。



環境軸

緑の環境軸

市街地の北側に帯状に連なる丘陵部は、市の都市づくり上重要なアメニティ資源であり、緑の保全と自然系レクリエーションゾーンとしての活用、ならびにそれらのネットワーク化により、緑の環境軸の形成を図ります。

海と緑をつなぐ環境軸

水際線と丘陵部の2つの環境軸の連携を図るため、道路の街路樹・河川堤の緑化、沿道の住宅などの緑化等で、海と緑をつなぐ環境軸の形成を図ります。

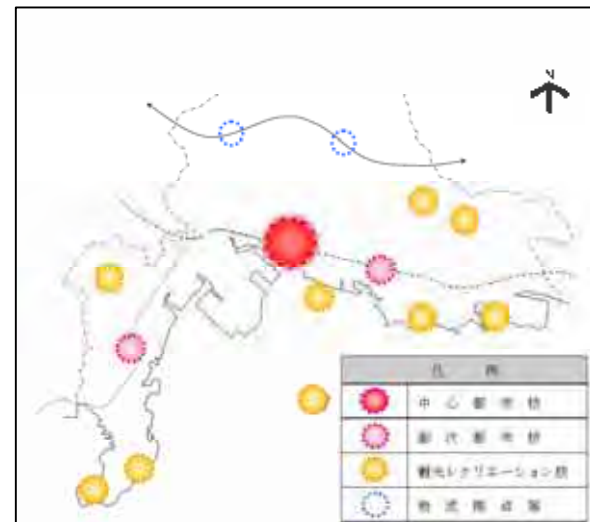
3) 都市拠点

中心都市核の形成

蒲郡駅を中心とする地区に本市の中核的な都市機能の集積を図り、中心都市核を形成します。

副次都市核の形成

中心都市核を補完する都市核として、三河三谷駅周辺及び形原駅周辺において2つの副次都市核の形成を図ります。



都市拠点

観光レクリエーション拠点

本市を代表する観光地である竹島と、蒲郡・三谷・西浦・形原の温泉郷、自然環境や眺望に恵まれたとよおか湖やさがらの森の周辺、新たな海洋性リゾート地区として形成するラグーナ蒲郡などを、広域的な観光レクリエーション拠点として位置づけます。

物流拠点等

一般国道23号蒲郡バイパスの蒲郡西IC及び蒲郡ICの周辺は、物流拠点等として検討を行います。

4) 土地利用ゾーニング

土地利用の基本ゾーニングは、都市の発展と保全を目指し、将来都市構造図に示すとおり8つのゾーンに区分し、その方向性を次のように位置づけます。

住居系ゾーン-----

住宅と工場が混在している地域については、地場産業に配慮し、用途の適正化を推進することに加えて、周辺の居住環境及び自然環境との調和を図りながら、住宅機能を中心とするゾーンとして位置づけます。

商業系ゾーン-----

蒲郡駅周辺、三河三谷駅周辺、形原駅周辺などを中心に配置を行い、商業・業務施設の誘導を図るとともに、市内観光地へのアクセス拠点形成するゾーンとして位置づけます。

工業系ゾーン-----

周辺環境への配慮を行いつつ、工業施設や流通業務施設を中心に誘導するとともに、新たな企業誘致や企業の集団化を図るゾーンとして位置づけます。

農業系ゾーン-----

周辺の自然環境との調和を図りつつ、農業の振興と農地の保全・整備を図るゾーンとして位置づけます。

緑地及び森林系ゾーン-----

本市の山間部を中心に配置を行い、緑地及び森林の保全や良好な自然景観の形成に努めるとともに、自然系のレクリエーション機能を有するゾーンとして位置づけます。

海洋系ゾーン-----

三河湾の自然環境の維持・向上を図るとともに、三河湾の環境特性を活かした海洋レクリエーションを促進するゾーンとして位置づけます。

観光レクリエーション系ゾーン-----

市内の景勝地及び温泉郷を中心に配置を行い、各施設や近隣市町との連携強化により、広域観光・レクリエーション機能を有するゾーンとして位置づけます。

臨海系ゾーン(ウォーターフロント)-----

三河湾に面した水際線に配置を行い、水際の景観形成や交流空間の機能に加え、防災機能を有するゾーンとして位置づけます。

(2) 土地利用の方針

将来の土地利用の方針は、次のとおりとします。

1) 土地利用の方針

住宅地整備の方針

既存の住宅市街地については、河川、海岸などの水辺空間を活用するとともに、既存緑地の保全を図りつつ、うるおいのある居住環境の整備を図ります。また、住工混在が顕著な地域については、工場の集約化や市域内の工業地へ移転するなど、居住環境の改善を図ります。

駅周辺の市街地については、市街地開発事業による都市機能の更新・再編に加え、中高層共同住宅の立地誘導に伴う街なか居住を促進し、魅力ある拠点形成を推進します。

災害に強いまちづくりを目指し、公共施設の整備改善とともに、危険性の高い住宅密集地の改善を図ります。

ラグーナ蒲郡周辺においては、ウォーターフロントを活かし、ラグーン（運河）を取り込んだ親水性の高い特色ある住宅地の整備を図ります。

商業地整備の方針

蒲郡駅前には、本市の玄関口及び中心都市核に相応しい商業・業務機能の集積を図るとともに、周辺商業地との連携強化を図り、回遊型の商業地形成を推進します。

三河三谷及び形原駅周辺については、地域の個性を活かした商業集積を図ります。

鉄道各駅の周辺には、周辺環境と調和した市街地の形成を図り、観光施設などへのアクセス拠点として整備を推進します。

工業地整備の方針

恵まれた立地条件を活かし、臨海部を中心に工業集積の強化を図り、新たな物流拠点の形成を推進します。

企業移転などの跡地については、新たな機能設定を行い、地域活性化に向けた有効活用への利用転換を推進します。

工業地の整備に際しては、緑化の推進、周辺の景観整備を推進します。

一般国道 23 号蒲郡バイパスの蒲郡西 I C 及び蒲郡 I C 周辺については、交通アクセスの利便性を活かし、物流拠点等として検討を行います。

臨海地域（ウォーターフロント）の整備方針

本市にとって三河湾に面した水際線は、都市機能及び都市環境の両面で極めて重要な空間であり、レクリエーション・スポーツ・居住・観光などの機能の配置整備及びアメニティにあふれた空間整備を推進します。

臨海地域は、下図に示すように、各地区の特性に応じたウォーターフロント及び土地利用の形成を図るとともに、海的环境軸全体のネットワーク化を進め、相乗的な魅力向上を図ります。

- ・ウォーターフロントの賑わい・交流ゾーン**-----

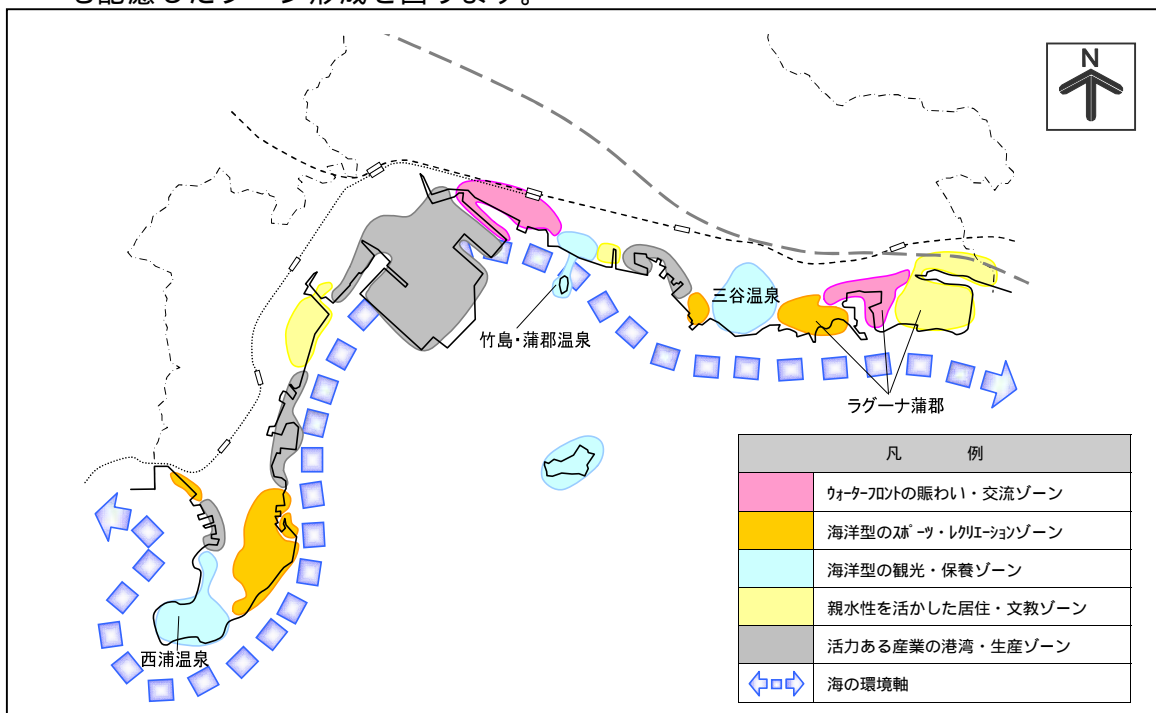
人々がウォーターフロントに集い、ショッピング、食事や様々なイベントを楽しみ、交流できる、賑わいにあふれたゾーン形成を図ります。
- ・海洋型のスポーツ・レクリエーションゾーン**-----

スポーツ施設や公園、プロムナードなどの整備、ならびに緑の保全などを推進し、アメニティの高いレクリエーション空間の形成を図ります。
- ・海洋型の観光・保養ゾーン**-----

海の景観や親水性、温泉などを活かすとともに、スポーツ・レクリエーションゾーン、臨海部に点在する観光・リゾート拠点と連携することにより、交流型のリゾートの形成を図ります。
- ・親水性を活かした居住・文教ゾーン**-----

ウォーターフロントを活かし、親水性が高いうるおいある居住環境とともに、落ち着いた地域特性を活かした教育環境の形成を図ります。
- ・活力ある産業の港湾・生産ゾーン**-----

港湾、漁港あるいは臨海工業・流通基地としての機能増進を図りつつ、水際線の緑化、臨海緑地、プロムナード形成など、海側からの景観やアメニティなどにも配慮したゾーン形成を図ります。



ウォーターフロント整備方針

農業地域の保全・整備の方針

丘陵部の柑橘類を中心とした農業については、本市の重要な産業であるとともに、貴重な自然・景観資源でもあることから、農業の担い手育成を視野に、ほ場整備などを中心とした農業基盤の強化を行い、農業地域の保全・整備を図ります。

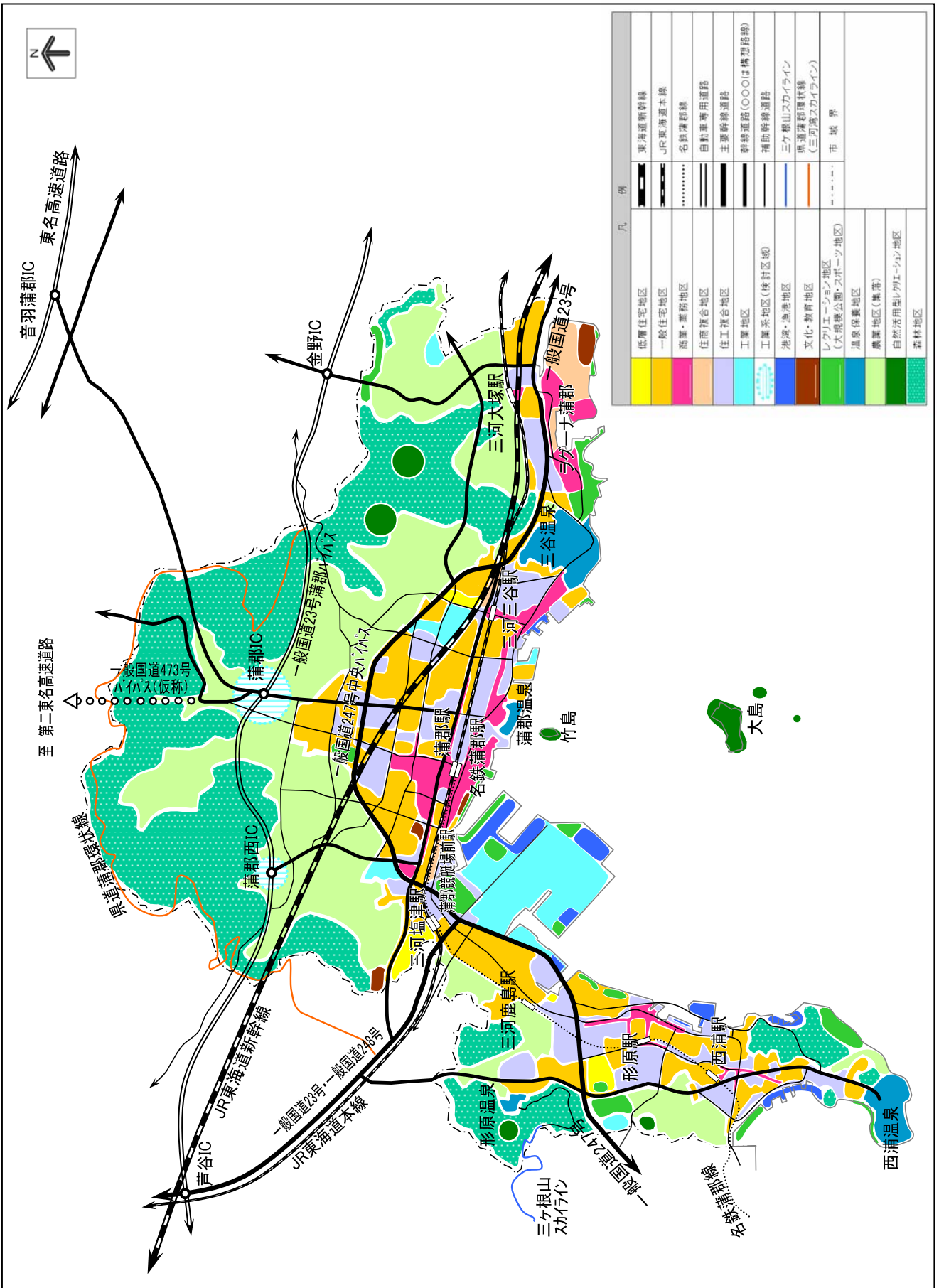
森林地域の保全・整備の方針

市北部や西浦などの既存の森林・樹林地は、貴重な自然、景観資源であり、その維持・保全とともに、自然環境と融和する自然活用型レクリエーション施設の整備を図ります。

2) 土地利用計画

以上の土地利用方針に基づいた土地利用計画は、次のとおりとします。

低層住宅地区 <ul style="list-style-type: none">・低層主体の住宅専用ゾーンとして、ゆとりある緑豊かな良好な居住環境の形成を進めます。
一般住宅地区 <ul style="list-style-type: none">・中高層住宅を含む良好な住宅を中心とし、関連する商業・サービス機能を備えた土地利用の形成を進めます。
商業・業務地区 <ul style="list-style-type: none">・消費者ニーズの多様化に順応するとともに、地域の特性を活かし、まちづくりと一体となった商業基盤整備を進めます。・商業・業務系土地利用、レジャー・アミューズメント系土地利用の形成及び関連都市機能の整備を進めます。・蒲郡駅周辺地区を中心都市核として、三谷・形原地区の商業・業務地区を副次都市核として整備、機能強化を進めます。
住商複合地区 <ul style="list-style-type: none">・住宅と商業利用の複合した土地利用のもと、商業・業務地区を補完する商業施設などの立地、機能増進を図り生活の利便性を高めつつ、居住環境の整備も進めます。
住工複合地区 <ul style="list-style-type: none">・住工混在が顕著な地域については、工場の集約化や市域内の工業地へ移転するなど、居住環境の改善を進めます。
工業地区 <ul style="list-style-type: none">・工業系土地利用の形成及び用途の適正化を進め、工業環境の向上を進めます。・地場産業の生産環境の改善と先端技術産業の集積を進めるとともに、物流拠点等の検討を行います。
港湾・漁港地区 <ul style="list-style-type: none">・ふ頭や港湾流通関連施設及び漁港施設などの利用増進を図ります。・防災対策に向けた施設整備を進めます。
文化・教育地区 <ul style="list-style-type: none">・文化施設、教育施設、交流施設の利用増進を図ります。・高度情報化に向けた基盤整備を行い、更なる利便性の向上を図ります。
レクリエーション地区（大規模公園・スポーツ地区） <ul style="list-style-type: none">・都市型レクリエーション施設、都市公園、臨海緑地、スポーツ施設、文化施設などの適正配置・整備を行い、レクリエーションに関する利便性の向上を図ります。
温泉保養地区 <ul style="list-style-type: none">・周辺環境と調和し優れた景観を有する温泉郷の整備を進め、広域性を有するアメニティ豊かな保養ゾーンの形成を図ります。
農業地区（集落） <ul style="list-style-type: none">・果樹園、畑地、水田などの農業利用の増進を図るとともに、農業集落などの緑豊かな環境の保全と生活環境の整備を進めるとともに、都市のアメニティ資源としても利用増進を図ります。
自然活用型レクリエーション地区 <ul style="list-style-type: none">・自然公園 区域内などにおいて自然を活かしたレクリエーションゾーンの形成を進めます。・臨海地域には、親水性を活かしレクリエーション・スポーツ・観光などの機能の配置及びアメニティにあふれた空間整備を進めます。
森林地区 <ul style="list-style-type: none">・本市の都市アメニティを担う重要な資源として、自然公園区域及びそれに連なる森林ゾーンの保全を図ります。



■土地利用計画図

(3) 施設整備の方針

基本的な方針

- ・誰もが快適に生活できるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザイン を踏まえた施設整備を推進します。
- ・恵まれた自然環境を活かした施設整備を進めるとともに、その維持・保全を推進します。
- ・既存資源を活用し、個性ある都市づくりに向けた施設整備を推進します。

1) 交通施設の方針

道路整備の方針

基本的な方針

- ・道路の段階的構成及びネットワーク形成を確立することにより、各道路が担うべき機能を明確にし、自動車交通の体系化を図ります。
- ・名古屋及び豊橋と連絡する一般国道 23 号蒲郡バイパスの整備を図るとともに、これに接続する主要な道路の整備を推進します。
- ・市街地での交通渋滞の解消を目指し、投資効果の高い路線の重点的整備を図ります。
- ・市内で展開する各種プロジェクト、機能整備を支える道路網の整備を図ります。
- ・自動車交通の円滑化の視点に加え、都市景観に配慮し、かつ、超高齢社会 に配慮した歩行者空間の整備を図ります。
- ・バイパス整備などに伴う市街地の自動車交通の減少を考慮し、既存道路の断面構成及び機能の見直しの検討を推進します。

道路網の方針

都市の骨格を形成する道路について、各道路が持つ交通機能により次のとおり分類します。

種 類	定 義
）自動車専用道路	比較的長いトリップの交通を処理するため、車両の出入り制限を行い、自動車専用とする道路
）主要幹線道路	都市間交通などの比較的長いトリップの交通を大量に処理するため、高水準の規格を備えた道路
）幹線道路	主要幹線道路及び主要交通発生源などを有機的に結び、都市全体に網状に配置され、都市の骨格及び近隣住区を形成する比較的高水準の規格を備えた道路
）補助幹線道路	幹線道路と近隣住区を結ぶ集散道路であり、近隣住区内での幹線としての機能を有する道路
）生活道路	沿道宅地へのサービスを目的とし、日常生活に密着した道路
）歩行者専用道路等	歩行者・自転車などの自動車交通以外に利用される道路

）自動車専用道路

- ・広域的なネットワーク化に対応するため、名古屋や豊橋方面を結ぶ一般国道 23 号蒲郡バイパスの整備を促進します。

）主要幹線道路

- ・都市間交通、通過交通などを円滑に処理するため、一般国道 23 号、一般国道 247 号中央バイパスの整備を促進します。

）幹線道路

- ・本市の都市全体の骨格を形成する幹線道路として、次の路線について高水準の規格を備えた道路として整備を推進します。

路線名	方針
都市計画道路衣浦蒲郡線	本市の都市核となる蒲郡駅周辺地区と副次都市核となる三河三谷駅周辺地区や主要な都市機能集積地域を結びつつ、市街地の東西の主軸をなす幹線道路
都市計画道路本宿線及び主要地方道長沢蒲郡線	市街地と一般国道 23 号蒲郡バイパス蒲郡 IC、東名高速道路音羽蒲郡 IC、一般国道 23 号を直結する南北幹線道路
一般国道 473 号 (構想路線を含む)	本市から第二東名高速道路へのアクセス道路
都市計画道路竹谷柏原線	市街地と一般国道 23 号蒲郡バイパス蒲郡西 IC を直結する南北幹線道路
都市計画道路大塚金野線	市東部の大塚地区と一般国道 23 号蒲郡バイパス金野 IC を直結する南北幹線道路
都市計画道路豊岡大塚線	一般国道 247 号中央バイパスと都市計画道路大塚金野線を接続する東西幹線道路
都市計画道路深溝西浦線	市西部の西浦・形原地区の中央部を南北に縦貫し、一般国道 23 号に接続する南北幹線道路

）補助幹線道路

- ・幹線道路を補助し、地区と幹線道路を結び、集散機能を果たす道路として、交通ネットワーク図に示す路線の整備を推進します。

）生活道路

- ・生活に密着した道路の新設や改修・改良を行い、地域に親しまれる道路整備を推進します。
- ・歩行者とりわけ子どもや高齢者、自転車の安全性を確保するため、地域特性や交通特性に応じた交通安全施設の整備充実を図ります。
- ・居住環境の改善や、地域性豊かな都市景観の形成に向け、まちづくりと一体となった道路整備を市民とともに推進します。

）歩行者専用道路等

- ・ウォーターフロントを整備するなかで、遊歩道やサイクリングロードの適切な配置を行い、観光・リゾート拠点の連携強化を推進します。
- ・幹線道路などの歩道との連携を図り、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる道路のネットワーク化を推進します。

交通結節点の方針

- ・ 駅前における交通ターミナル、駐車場などの整備を行い交通結節点の機能強化を推進します。
- ・ 各鉄道駅へのアクセス道路の整備とともに交通結節点の整備改善を図ります。
- ・ 各鉄道駅周辺の駐車場及び駐輪場の整備を推進します。
- ・ 駅前広場に、人々が集まり、賑わいと交流を創出するアメニティの形成を促進します。

歩行者交通

- ・ 誰もが快適で安心できる歩行空間の確保を目指し、バリアフリー・ユニバーサルデザインを考慮した道路整備を推進します。
- ・ 自然景観や観光などの地域資源を活かし、地域特性を演出する魅力ある歩行空間の整備を推進します。
- ・ 道路が持つ交通機能に加え、地域の魅力づくりに向けた、祭りやイベントなどの賑わい空間としての利用が可能となるよう整備を推進します。

道路の維持・管理の方針

- ・ 既に整備された道路の有効活用や、計画段階からライフサイクルコスト を考慮した道路の建設と維持・管理を推進します。
- ・ 道路の清掃や樹木の管理など、地域住民とともに地域に親しまれる道路づくりを推進します。

公共交通

）鉄 道

- ・ 蒲郡駅付近の連続立体交差化の完成に伴い、鉄道高架下の有効活用や鉄道の運行水準を確保することにより、利便性の向上を推進します。

）バ ス

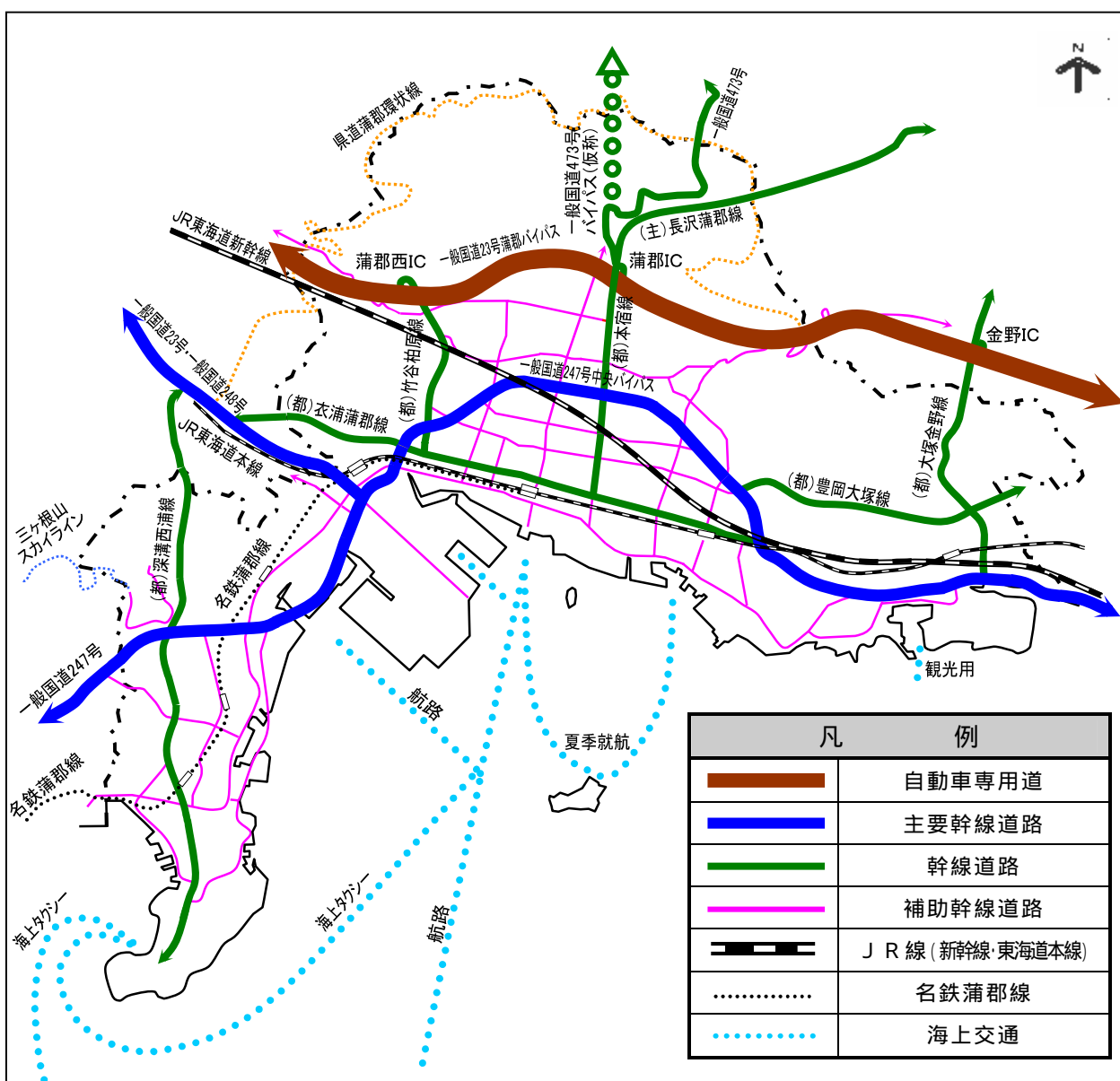
- ・ 定期バス路線へノンステップバス を導入し、高齢者や社会的弱者の利便性向上を促進します。
- ・ 効率的で質の高い交通体系の構築を目指し、バスステーションの整備により乗り継ぎの利便性の向上を図ります。
- ・ 主要な公共公益施設（市役所、市民病院等）を結ぶ定期バスの路線の見直しを行い、公共交通の利用を促進します。

）海上交通

- ・船舶の大型化や多様化に対応するため、港湾施設や航路の整備を推進します。
- ・海辺の観光地を結ぶ観光船や、海上タクシーなどの海上交通の整備とともに、海岸部に海上交通の拠点施設の整備を推進します。
- ・災害時における安全性の向上に向けて、緊急輸送路の代替路線としても利用できる海上交通の整備を推進します。

）その他

- ・市民や観光客を対象に、交通渋滞の解消や観光産業の活性化に向けて、交通結節点を中心にレンタサイクルシステム の導入を検討します。



交通ネットワーク図

2) 公園緑地の方針

基本的な方針

- ・山間地、海岸線、丘陵地の果樹園の緑や、市街地及び市街地周辺の緑地・社寺林、温泉郷の緑地や竹島・三河大島など三河湾の島々の緑について、保全・整備を推進します。
- ・住民の身近な緑地の保全・整備を図り、海岸沿いの緑と市街地の街路樹や河川沿いの緑と郊外の森林を連続的に結びつける取り組みを促進します。
- ・温泉街の周辺や海岸線における緑地の保全・整備などにより、緑豊かなレクリエーション空間の創造を促進します。
- ・防災機能を有する市街地内や市街地外周のまとまった緑を保全し、避難路となる主要な幹線道路のグリーンベルト と公園のオープンスペース 整備のネットワーク化を図り、安全で快適なまちづくりを推進します。
- ・照明施設の充実や見通しを妨げない植栽の配置など、公園緑地施設を安全で安心して利用できるような施設整備を推進します。

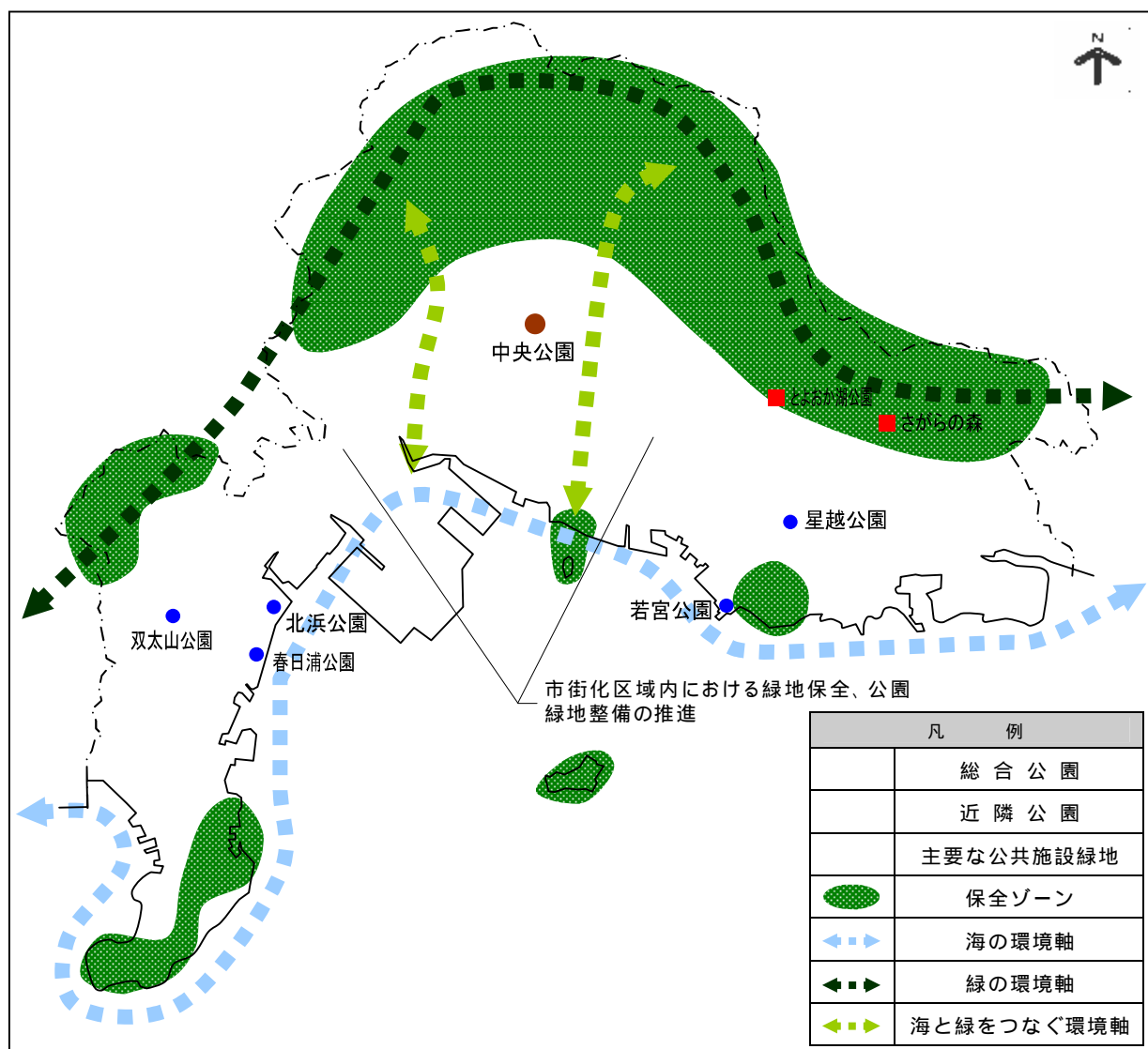
海と緑のネットワーク形成の推進

- ・三河湾に面する水際線と丘陵地の緑は、本市にとって最も重要な自然資源であることから、本市の将来都市構造の骨格を形成する「環境軸」として位置づけた「海の環境軸」及び「緑の環境軸」において、既存緑地の保全、新たな緑地の創出、水際線や公園の整備などのアメニティ豊かな空間整備を推進する2つのネットワーク形成を推進します。
- ・「海の環境軸」及び「緑の環境軸」を結びつける「海と緑をつなぐ環境軸」の形成を推進します。

公園緑地の整備の推進

- ・環境保全、レクリエーション、防災、景観といった機能に留意するとともに、多様化する市民のニーズに対応した特色のある公園緑地の整備・保全を推進します。
- ・都市基幹公園、住区基幹公園、特殊公園、都市緑地、保全緑地などの公園緑地の計画的な配置・整備を進めるとともに、新たな用地の確保を推進します。
- ・市街地内の公園は、地震などの大規模な災害時における、地域の避難場所及び防災活動の拠点としての機能強化に向け、地域の特性を踏まえながら、備蓄倉庫や耐震性貯水槽の整備を推進します。
- ・海岸の水際地域の景観性を向上し、海と調和した憩いの場を創出するため、ウォーターフロントにおける緑地の整備を推進します。

- ・市街化区域内における社寺林や屋敷林などの民間で管理されている樹林地は、市民の身近な緑地として保全を促進します。
- ・まとまったオープンスペースの確保が困難な既成市街地においては、ポケットパークを配置するとともに、鉄道の高架下を活用した緑化整備を推進します。
- ・市街地外縁の自然公園区域をはじめとする丘陵部や山間部の緑地、また、三河湾に浮かぶ竹島や大島などの島々は、本市の緑豊かな都市環境を構成する貴重な自然資源として保全を図るとともに、自然系のレクリエーション資源（散歩道・森林浴等）として活用を推進します。
- ・温泉地周辺の海岸線や緑地は、安らぎと情緒のある温泉地の環境保全・創出に向けて、その保全に努めるとともに、来訪者が楽しめる空間づくりを推進します。
- ・都市緑化や公園緑地の維持・管理については、市民の緑化意識やまちづくりへの参画意識の高揚を図りつつ、行政と市民の協働により推進します。



公園緑地整備方針図

3) 港湾・河川・下水道整備の方針

港湾施設の整備の方針

- ・三河湾沿岸市町及び内陸部市町村との連携を強化し、公共下水道や農業集落排水処理施設などの整備を推進し、海域水質の改善を推進します。
- ・水や生き物とのふれあいによるいやしの空間や、ウォーターフロントの景観づくりに向けて、海浜整備を推進します。
- ・港湾周辺の既存施設及びスペースなどを有効活用し、地域交流やイベントなどの情報提供、鉄道駅と海上との結節点の機能強化を図るため、市民参加のもと港周辺における地域交流拠点の形成を推進します。
- ・海辺の散策路整備やイベント開催、海水浴場の通年利用など、海辺の魅力向上につながる整備やソフト施策の展開を推進します。
- ・高潮・津波などからの被害防止を図るため、防潮扉、護岸のかさ上げを推進します。

河川整備の方針

- ・親水性と自然環境に配慮した河川整備を目指し、周辺環境と調和した河川改修を推進します。
- ・異常降雨 時における市民生活の安全を確保するため、準用河川 及び普通河川の計画的、効率的な改修を推進します。
- ・河川のもつ自然浄化能力の回復を行うとともに、親水性護岸 の整備を推進し、自然との共生を目指した水辺空間の創出を推進します。
- ・憩いと安らぎの水辺空間の創出や、地域コミュニティ の形成に向けて、地域住民との協働により河川堤防の緑化活動を推進します。

下水道整備の方針

) 雨 水

- ・低地部を中心とした異常降雨時における浸水被害を解消するため、計画的な排水施設の整備を推進します。

) 汚 水

- ・下水道事業認可区域のうち、未整備区域について下水道の整備を推進します。
- ・下水処理能力の維持・改善に向け、市民協力のもと、生活雑排水の質的抑制を促進します。

4) 住宅・居住環境整備の方針

基本的な方針

- ・ 少子高齢化などの社会情勢の変化に対応し、市民の多様なニーズに応じた住宅地の供給を推進します。
- ・ 宅地供給に向けては、恵まれた自然環境を活かし、ゆとりと潤いのある住宅づくりを進め、自然と共生、就労環境とのバランスのとれた住宅施策を展開します。

整備方針

- ・ 高齢者が安心して生活できるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインを考慮し、良好な居住環境の整備を推進します。
- ・ 道路・公園・下水道などの都市施設の整備に合わせ、安全面にも配慮した質の高い住宅地の整備を行い居住水準の向上を目指します。
- ・ 恵まれた自然を活かし、「海の見える住宅地」の整備を推進します。
- ・ 老朽化した公営住宅の建て替えを計画的に進め、居住空間の質的向上を推進します。
- ・ 中心市街地の居住機能の回復と都市の活性化に繋がるよう、中心部に住宅地の集積を促進します。

5) 教育・福祉施設などの整備の方針

学校教育施設

- ・ 情報化や少子化に対応した、質の高い学校教育を目指すとともに、学校教育施設の適正な運用を推進します。また、老朽化が進む校舎の耐震補強などの整備を推進します。
- ・ 災害時の防災拠点施設としての機能を充実させるため、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮し、安心して避難ができる安全な施設整備を推進します。

福祉施設

- ・ 老人ホームの改築など、高齢者のための生活施設の確保を推進します。
- ・ 児童館の施設充実を図るとともに、私立幼稚園との連携による保育園の適正な整備・配置を推進します。
- ・ 多様な保育ニーズに対応し、児童の健全育成の拠点となる子育て支援施設の充実を促進します。

生涯学習施設

- ・ 既存の生涯学習施設の整備充実に努めるとともに、公民館を生涯学習や地域のコミュニティの拠点として、整備及び運営体制の充実を推進します。

文化施設

- ・市民会館は、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮し、文化活動の拠点施設として、機能の充実を推進します。
- ・情報化や市民ニーズに対応した図書館の拡充を図るとともに、身近な図書館分室の整備・充実を推進します。

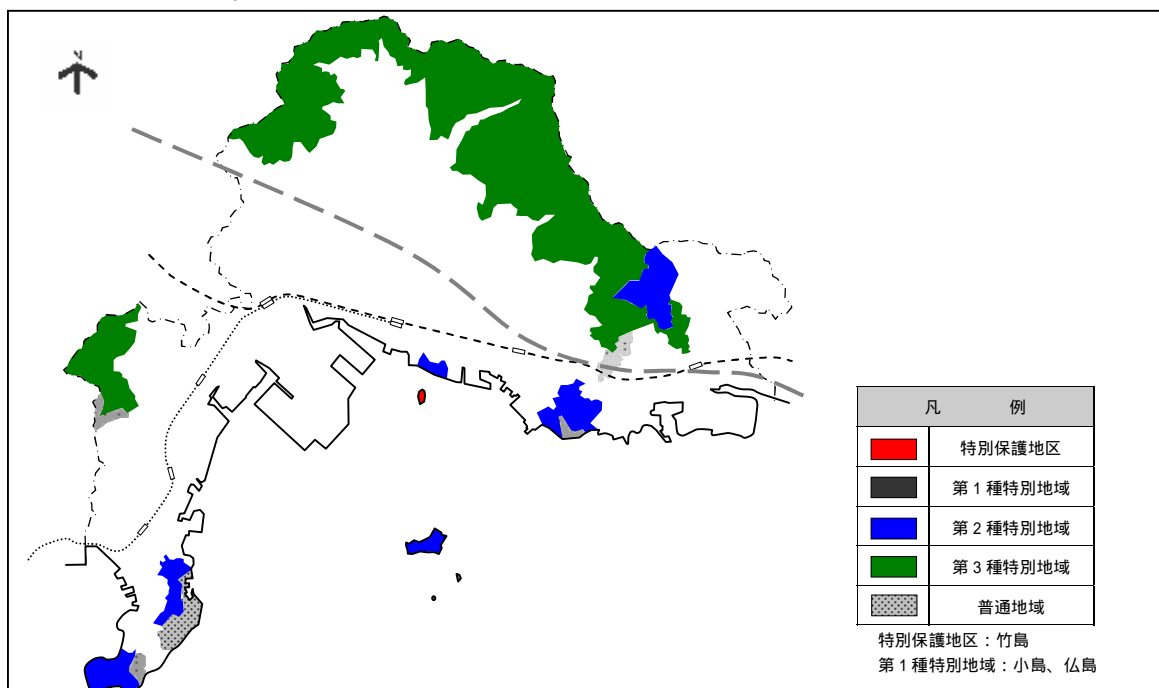
スポーツ・レクリエーション施設

- ・三河湾の穏やかな海域を活かしたマリンレクリエーション、マリンイベントの拠点の整備・充実を推進します。
- ・海水浴場の通年利用など、海辺の魅力向上に向けた施策を推進します。
- ・各種スポーツ・レクリエーション施設の充実を推進します。

(4) 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

1) 自然環境の保全の方針

- ・本市には、三河湾国定公園の中心的存在である竹島、三河大島、三谷・蒲郡・形原・西浦などの温泉地周辺に加え、五井山・遠望峰山などの宝飯山地や三ヶ根山系といった自然公園地域が多く指定されています。そのため、これらの山地や海岸部の自然環境について、市民との協働による維持・保全を推進します。
- ・御堂山の山あいには県の天然記念物に指定されているヒメハルゼミが生息し、また、西浦半島の一部が渡り鳥の飛来地として鳥獣保護区に指定されています。これらの区域については、貴重な生物の生息環境を維持するため、積極的な保全を推進します。
- ・市街地から山間部にかけて、広がりのある緑地空間を形成している農地については、その維持・保全を促進します。このため、農業の新たな担い手を確保する、ほ場整備や農道・用排水路などの整備を進め、生産基盤の改善を図るとともに、観光農園や体験農園など多様なニーズに応えた農地の活用を促進します。
- ・山間部や農地の周辺においては、自然に親しめるレクリエーション空間として里山などの保全・形成を図り、地域のコミュニティ活動や総合学習の活動拠点として活用を促進します。
- ・河川は、豪雨時の水害対策を進める一方、潤い豊かな生活環境を提供するため、親水性や自然環境の保全・復元に配慮した川づくりを推進します。
- ・河川及び海域の水質の浄化を図るため、国や県、周辺市町村との連携・協力体制を強化し、公共下水道や農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽などの整備を推進します。



自然公園の区域

2) 都市環境形成の方針

- ・三河湾の水際線や市街地の北に広がる緑地といった本市固有の優れた環境資源を活かすとともに、三河湾の水質浄化や遊休農地の活用などによる自然環境の再生によりアメニティの高い都市環境形成を推進します。
- ・循環型社会の推進に向け、ごみ減量、リサイクルに関する市民の意識高揚を図るとともに、省エネルギー化や新エネルギー化の導入を促進します。
- ・「人にやさしい街づくり基本計画」に基づき、高齢者や障害者をはじめとするすべての人に優しく使いやすい、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。
- ・案内標識などの公的サインをわかりやすく、統一されたものとするとともに、国際観光都市、国際港湾都市として、外国人にも必要なサービスを提供することのできる施設の整備を進め、すべての人にとって過ごしやすく、訪れやすい都市づくりを推進します。

(5) 都市景観形成の方針

1) 基本的な方針

- ・本市を代表する地区・拠点やシンボル地区などの表情豊かな街並みを育て、多様なまちの顔づくりを推進します。
- ・各地区が、山から海を持つ本市の景観的な特徴を活かして、道路、河川や緑の景観などを特徴づけ、ランドマーク となるものを育てることによって、わかりやすいまちの骨格づくりを推進します。
- ・ゆとりと落ち着きある住宅地景観を育み、安らぎのある居住空間の創出を推進します。
- ・身近な資源を活用し、個性ある魅力的な都市景観の形成を促進します。
- ・良好な都市景観形成に向けて、電線類の地中化を推進するとともに、屋外広告物の規制誘導を推進します。
- ・海側から市内の景観を楽しめるよう、自然環境に配慮した水際地域の景観保全を推進します。
- ・市民や事業所の協力を得ながら、景観条例などの整備を推進します。
- ・蒲郡八景 などの本市の美しい景観の維持・整備を、市民と行政が協働し推進します。

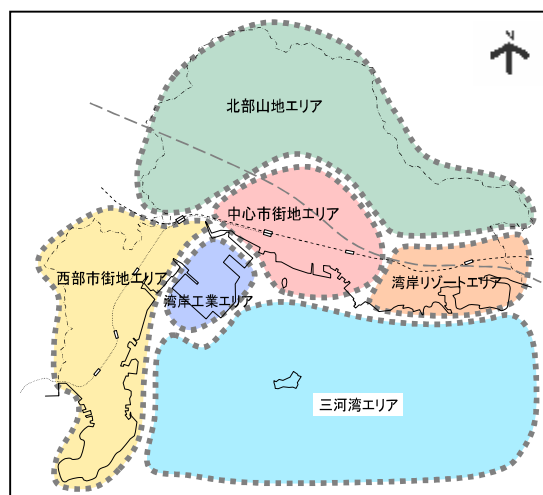
2) 都市景観のエリア別方針

北部山地エリア-----

- ・恵まれた自然環境を活かし、自然とふれあえる空間整備を推進します。
- ・市街地や海を眺望できる場所を確保し、その周辺に季節を感じることができる空間整備を推進します。
- ・山間部へと繋がる道路を四季が感じられる並木道として整備を推進します。

中心市街地エリア-----

- ・本市を代表する中心都市核については、華やかで風格のある空間整備を推進します。
- ・水際地域の潤いを活かし、海岸部に公園などの整備を推進するとともに、海と山を結ぶ親しみのある道路空間の創出を推進します。
- ・地区の文化や歴史を演出する街並みを育て、特色ある景観形成を促進します。
- ・豊かな車窓風景を演出する市街地の景観形成を推進します。



都市景観エリア図

西部市街地エリア-----

- ・海や緑に囲まれ、安らぎが感じられる温泉郷の景観形成を促進します。
- ・神社・寺院を活かした憩いの空間整備を促進します。
- ・地域性に配慮した駅前空間の景観形成を推進します。
- ・愛着と親しみのある道路空間の整備を推進します。

湾岸工業エリア-----

- ・緑に囲まれた工業地の景観形成を促進します。
- ・三河塩津駅周辺から三河湾への景観形成を促進します。

湾岸リゾートエリア-----

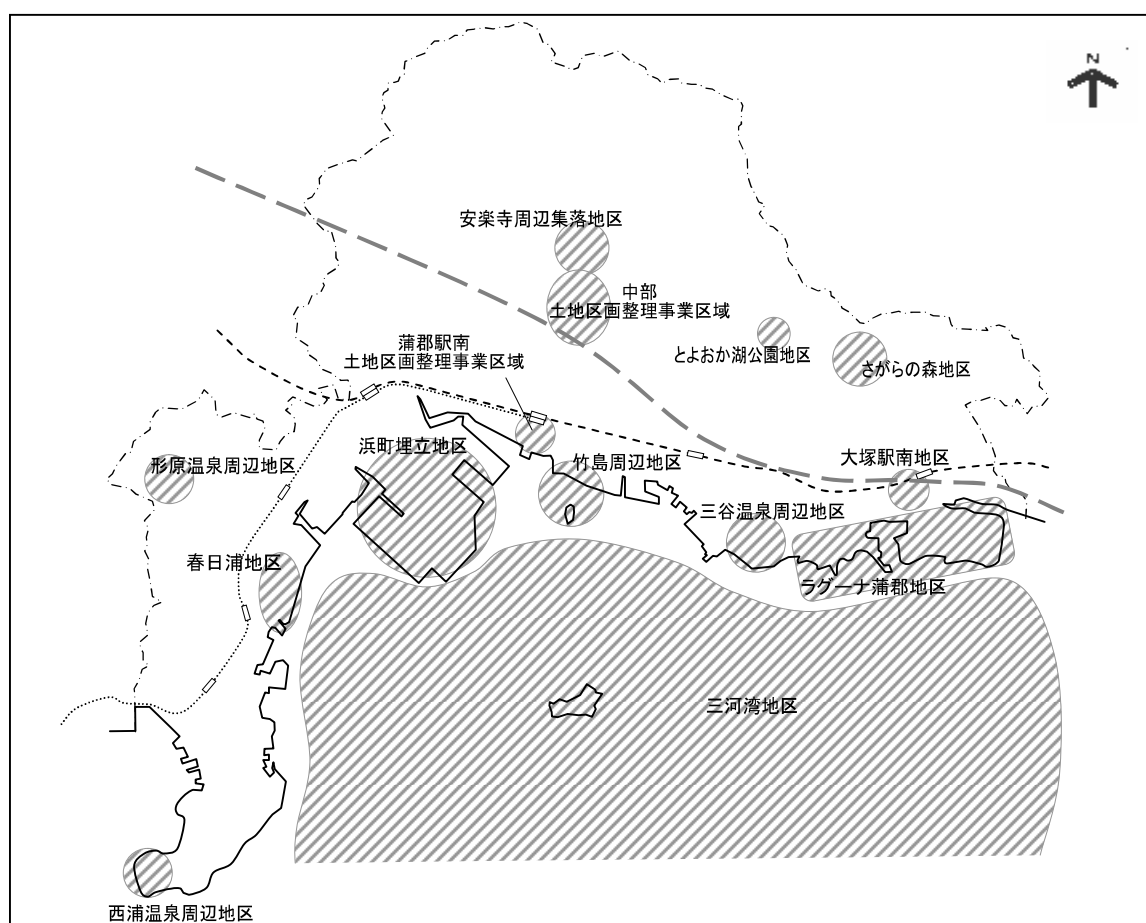
- ・リゾートへのゲートとして駅前空間の整備を推進します。
- ・風情と安らぎのある温泉地の景観形成を促進します。
- ・親しみのある道路空間の整備を推進します。
- ・海辺の散策路の整備を推進します。

三河湾エリア-----

- ・三河湾に浮かぶ竹島や大島などの緑の保全や、海域の浄化を図り、美しい水面の再生を推進します。
- ・長い海岸線を活かし、自然とふれあえる親水空間の整備を推進します。
- ・海岸線や沿岸の緑の維持・保全を図り、白砂青松の復活を推進します。
- ・海からの眺めに配慮した海岸線・街並みの景観整備を推進します。
- ・三河湾を展望することができる場所の確保に努めます。

3) 重点地区の位置づけ

- ・本市の特色ある都市景観形成に向けて、市民及び来訪者などの多くの人々が集まり、本市のゲートとなる地区については、都市景観形成重点地区として、良好な景観形成を促進します。
- ・本市の特色ある都市景観形成に向けて、法的な規制・誘導施策の検討を推進します。



都市景観形成の重点地区

(6) 防災施設整備の方針

1) 基本的な方針

- ・災害時における市民の安全を確保するため、建築物の不燃化・耐震化を促進します。
- ・国や県、隣接市町との連携のもと、避難場所となる公園や避難経路となる道路などの公共施設の整備改善を図り、都市の防災軸の形成を推進します。

2) 地震災害

都市防災化

- ・公的建築物及び民間建築物などの耐震化・不燃化を進め、都市全体の防火構造化を推進します。
- ・避難路・避難地の機能を有する道路、公園緑地などのオープンスペースの確保とともに、市街地環境の改善に向けた市街地開発事業を推進します。
- ・耐震強化岸壁 及び防波堤の補強整備を進め、海岸部の防災機能の向上を推進します。

地盤災害予防

- ・造成地、埋立地、軟弱地盤及び活断層などを考慮し、土地利用の適正な規制及び指導を推進します。
- ・大規模災害時に必要となる、災害応援・救援基地の整備を推進します。

公共施設安全確保整備

道路・橋梁	被害の想定される箇所を把握し、緊急度の高い箇所から順次、改善・強化を推進します。
海岸、河川、港湾	耐震性の強化を図るとともに、津波などの被害軽減に向けた各施設の改良・補強などの整備を推進します。
供給処理施設	耐震性の強化を図るとともに、復旧資材の確保及び復旧体制の確立を図ります。

3) 風水害など

都市防災化

- ・市街地環境の改善に向けた市街地開発事業を推進するとともに、低地帯の排水機能の強化などを推進します。

土砂災害予防

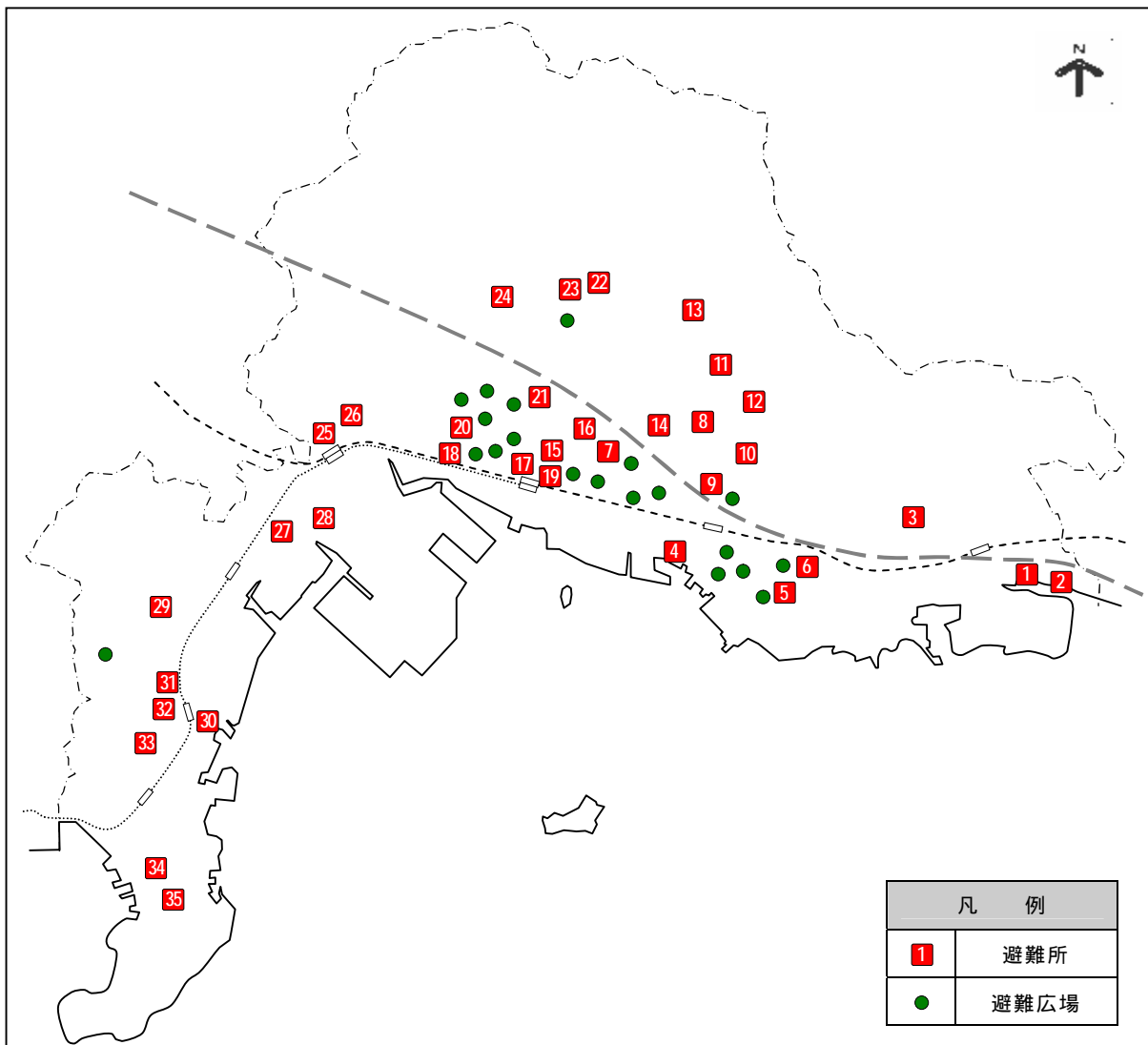
- ・関係機関と協力し、治山、砂防などの事業を促進し、土砂災害などに対する総合的な対策を推進します。

公共施設安全確保整備

道路・橋梁	冠水や街路樹などの倒木、土砂崩落などの被害が想定される箇所について把握を行い、緊急度の高い箇所から順次、改善・強化を推進します。
海岸、河川、港湾	高潮、波浪、洪水などの被害軽減に向けた各施設の改良・補強などの整備を推進します。
供給処理施設	排水機能の向上に向けた施設の補強・整備を行うとともに、安定供給を図るため、施設の補強・改良を推進します。

4) 自主防災組織

- ・情報伝達、混乱防止、組織的な防災活動の展開に向けて、自主防災対策の向上を促進します。



避難施設の位置

避難所一覧

No	避難所	No	避難所	No	避難所	No	避難所
1	大塚小学校	10	とかみ会館	19	生きがいセンター	28	拾石町会館
2	大塚中学校	11	上組会館	20	中央小学校	29	形原北小学校
3	蒲郡東高等学校	12	迫公会館	21	蒲郡高等学校	30	形原小学校
4	三谷小学校	13	五井町多目的ホール	22	蒲郡北部小学校	31	形原中学校
5	三谷東小学校	14	平田町民センター	23	中部中学校	32	蒲郡文化広場
6	三谷中学校	15	蒲郡南部小学校	24	蒲郡西部小学校	33	形原四区しあわせ会館
7	竹島小学校	16	蒲郡中学校	25	塩津小学校	34	西浦小学校
8	蒲郡東部小学校	17	勤労福祉会館	26	塩津中学校	35	西浦中学校
9	みどり保育園	18	市民体育センター・武道館	27	蒲郡自動車学校		

資料：蒲郡市防災マップ、蒲郡市地域防災計画（資料編）

(7) 産業基盤整備の方針

1) 基本的な方針

- ・地域の特色を活かした農業の持続的な発展と多様なニーズに対応できる農業基盤整備を図るとともに、恵まれた観光資源や立地条件を活かした魅力ある都市づくりを推進します。

2) 産業基盤整備の方針

- ・農業の生産性を高めるため、ほ場整備、農道や用排水路などの農業基盤の整備を推進します。
- ・柑橘類の共同出荷システムなどにより、農業の近代化、高付加価値化を促進します。
- ・山間部における良好な景観を兼ね備えた優良農地の維持・保全を行い、景観にも配慮された農地整備を促進します。
- ・観光と連携した観光農園の整備を行い、農業の活性化を促進します。
- ・市街地、商業基盤などの一体的整備を図り、商業集積及び個性や地域資源を活かした魅力あるまちづくりを支援し、商業の振興を促進します。
- ・共同駐車場の整備、空き地や空き店舗の活用を支援するなど、商店街の活性化に向けた支援を促進します。
- ・臨海部を中心に工業の集積化を推進します。
- ・大学、研究機関と連携し、先端技術産業の誘致を推進します。
- ・既存の観光資源と恵まれた立地条件を活用するとともに、歴史・文化・産業などの特色ある観光地を目指し、観光施設の保全及び再整備を推進します。
- ・ラグーナ蒲郡を活用し、既存の観光施設との連携を行い、観光・リゾート拠点の形成を図るとともに、観光都市の玄関口に相応しい市街地の整備を推進します。
- ・4つの温泉地それぞれの個性ある観光地の形成を目指し、周辺施設の整備を推進します。
- ・観光や商業の拠点となる施設整備を行うとともに、情報技術を活用した新たな観光スタイルの導入により、観光都市として地域の活性化を促進します。
- ・一般国道23号蒲郡バイパスの蒲郡西IC及び蒲郡IC周辺については、都市の発展や産業の振興に寄与する物流拠点等として整備するよう検討を行います。